

世界のサイフ

追加型投信／海外／債券

ファンドの概要

設定日：2006年12月15日 償還日：2031年10月10日
 決算日：原則毎月12日 収益分配：決算日毎（第2期以降）

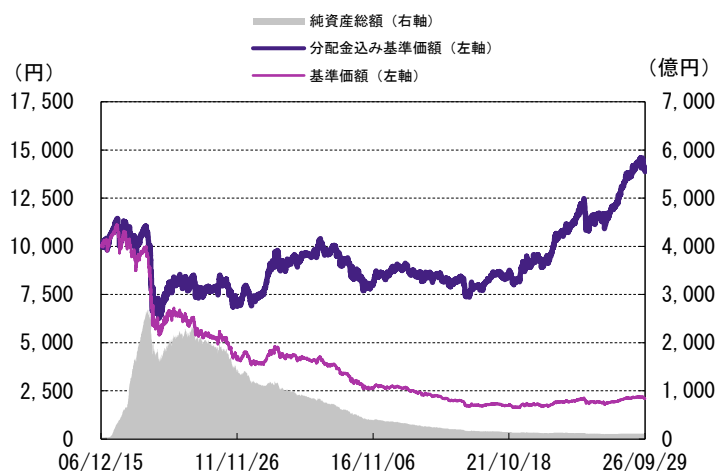


［ファンドの特色］

- 原則として高金利の10通貨を選定し、当該通貨建ての短期債券などに投資します。
- 原則として、毎月、安定した収益分配を行なうことをめざします。

運用実績

＜基準価額の推移＞



※分配金込み基準価額は、当ファンドに分配金実績があった場合に、当該分配金（税引前）を再投資したものと計算した理論上のものである点にご留意下さい。

※基準価額は、信託報酬（後述の「手数料等の概要」参照）控除後の値です。信託報酬の詳細につきましては、後述の「手数料等の概要」をご覧ください。

＜資産構成比率＞

マルチカレンシーファンド クラスB	98.3%
マネー・マーケット・マザーファンド	0.1%
現金・その他	1.6%

＜分配金実績（税引前）と決算日の基準価額＞

	設定来合計	直近12期計	25・10・14	25・11・12	25・12・12	26・1・13	26・2・12
分配金	7,370円	120円	10円	10円	10円	10円	10円
基準価額	-	-	1,983円	2,022円	2,064円	2,112円	2,106円
	26・3・12	26・4・13	26・5・12	26・6・12	26・7・13	26・8・12	26・9・14
分配金	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円
基準価額	2,134円	2,157円	2,146円	2,170円	2,182円	2,179円	2,112円

※このレポートでは基準価額および分配金を1万口当たりで表示しています。
 ※当レポート中の各数値は四捨五入して表示している場合がありますので、それを用いて計算すると誤差が生じることがあります。
 ※当レポートのグラフ、数値等は過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

基準価額：2,087円

純資産総額：107.81億円

＜基準価額の騰落率＞

1カ月	3カ月	6カ月	1年	3年	設定来
-4.30%	-2.62%	1.89%	12.69%	29.09%	38.72%

※基準価額の騰落率は、当ファンドに分配金実績があった場合に、当該分配金（税引前）を再投資したものと計算した理論上のものである点にご留意下さい。

＜基準価額騰落の要因分解＞

前月末基準価額		2,191円
当月お支払いした分配金		-10円
為替要因	コロンビアペソ	-15円
	イギリスポンド	-8円
	カナダドル	-6円
	ハンガリーフォリント	-11円
	メキシコペソ	-19円
	オーストラリアドル	-8円
	アメリカドル	-3円
	ノルウェークローネ	-7円
	チリペソ	-13円
債券要因	ポーランドズロチ	-10円
	ニュージーランドドル	0円
	インカムゲイン	7円
キャピタルゲイン		2円
その他		-4円
当月末基準価額		2,087円

※上記の要因分解は、概算値であり、実際の基準価額の変動を正確に説明するものではありません。傾向を知るための参考値としてご覧ください。

投資信託は、値動きのある資産（外貨建資産は為替変動リスクもあります。）を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。後述のリスク情報とその他の留意事項をよくお読みください。

■当資料は、投資者の皆様にご理解を深めていただくことを目的として、アモーヴァ・アセットマネジメントが作成した販売用資料です。掲載されている見解は、当資料作成時点のものであり、将来の市場環境や運用成果などを保証するものではありません。

世界のサイフ

マルチカレンシーファンド クラスBのポートフォリオの内容

※アモーヴァ・アセットマネジメント・UKリミテッドより提供された情報です。

<通貨別構成比>

コロンビアペソ	12.4%
ハンガリーフォリント	12.0%
メキシコペソ	11.9%
ポーランドズロチ	10.5%
チリペソ	9.7%
オーストラリアドル	9.5%
イギリスポンド	9.0%
アメリカドル	8.7%
ノルウェークローネ	8.3%
ニュージーランドドル	8.1%
その他	0.0%

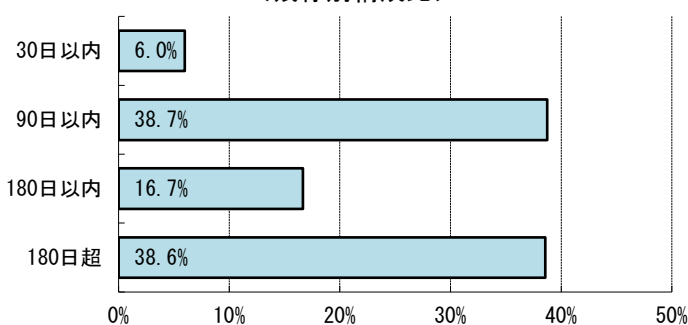
※比率は当外国投資信託の純資産総額比です。
※その他は円などです。

<格付別構成比>

短期金融 商品	P-1	10.5%
	P-2	0.0%
	P-3以下	0.0%
	平均格付	P-1
債券	Aaa	57.6%
	Aa	6.5%
	A	25.4%
	Baa以下	0.0%
	平均格付	Aaa

※比率は当外国投資信託の純資産総額比です。
※格付はMoody's、S&Pのうち、高い格付を採用しています。
※短期金融商品はコマーシャルペーパーや短期のソブリン債などです。
※平均格付とは、データ基準日時点で当外国投資信託が保有している有価証券などに係る信用格付を加重平均したものであり、当外国投資信託に係る信用格付ではありません。

<残存別構成比>



※比率は当外国投資信託の純資産総額比です。
※変動利付債は次回利払い日までの日数で計算しています。

<公社債種別構成比>

ソブリン債	55.6%
社債・その他	44.3%
社債	33.9%
ABS	0.0%
コマーシャルペーパー	10.5%
その他	0.0%

※比率は当外国投資信託の純資産総額比です。
※ソブリン債は国債、政府機関債、政府保証債、国際機関債などです。

<ポートフォリオの特性値>

ポートフォリオの最終利回り	5.97%
ポートフォリオの平均残存日数	144日
組入債券の銘柄数	19銘柄

※最終利回りは、個別債券および短期金融資産について加重平均したものです。
※最終利回りは、債券および短期金融資産を満期まで保有した場合の利回りです。
将来得られる期待利回りを示すものではありません。

投資信託は、値動きのある資産（外貨建資産は為替変動リスクもあります。）を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。後述のリスク情報とその他の留意事項をよくお読みください。

■当資料は、投資者の皆様にご理解を深めていただくことを目的として、アモーヴァ・アセットマネジメントが作成した販売用資料です。掲載されている見解は、当資料作成時点のものであり、将来の市場環境や運用成果などを保証するものではありません。

世界のサイフ

運用コメント

※運用方針等は作成基準日現在のものであり、将来の市場環境の変動等により変更される場合があります。

◎市場環境

【オーストラリア】

オーストラリアドルは円に対して下落しました。オーストラリア準備銀行（RBA）が政策金利を引き上げたことなどが円に対するオーストラリアドルの上昇要因となったものの、日銀が政策金利を引き上げ、利上げを継続する方針を示したことや、日米当局者による円安牽制発言を受けて円買いの為替介入が警戒されたこと、米国とイランの協議進展への期待を背景に原油価格が一時下落し日本の貿易収支悪化への懸念が和らいだことなどから、オーストラリアドルは円に対して下落しました。

【アメリカ】

アメリカドルは円に対して下落しました。米国連邦準備制度理事会（FRB）が利上げを実施し、また、追加利上げ観測が強まったことなどが円に対するアメリカドルの上昇要因となったものの、日銀が政策金利を引き上げ、利上げを継続する方針を示したことや、日米当局者による円安牽制発言を受けて円買いの為替介入が警戒されたこと、米国とイランの協議進展への期待を背景に原油価格が一時下落し日本の貿易収支悪化への懸念が和らいだことなどから、アメリカドルは円に対して下落しました。

【カナダ】

カナダドルは円に対して下落しました。カナダの中央銀行がインフレ懸念の高まりから利上げに前向きな姿勢を示したことなどが円に対するカナダドルの上昇要因となったものの、日銀が政策金利を引き上げ、利上げを継続する方針を示したことや、日米当局者による円安牽制発言を受けて円買いの為替介入が警戒されたこと、米国とイランの協議進展への期待を背景に原油価格が一時下落し日本の貿易収支悪化への懸念が和らいだことなどから、カナダドルは円に対して下落しました。

【メキシコ】

メキシコペソは、対円で下落しました。メキシコの中央銀行は政策金利の据え置きを決定しました。8月の総合消費者物価指数（CPI）の上昇率は市場予想を下回り、インフレ環境は比較的落ち着いているものの、メキシコの中央銀行はインフレリスクが上振れ方向に偏っているとの見方を維持しています。しかし、米国の金利上昇を受けてメキシコペソの相対的な優位性が低下するなど、外部要因による下押し圧力は強まっているとみられます。

【チリ】

チリペソは、対円で下落しました。チリの中央銀行は政策金利の据え置きを決定したほか、8月の総合消費者物価指数（CPI）の上昇率が、食品および燃料価格の上昇率加速などを背景に市場予想を上回りました。経済活動に弱さがみられる一方でインフレが加速していることから、チリの中央銀行の政策余地は狭まっており、市場では政策金利の据え置きが長期化するとの見方が広がりました。しかしながら、チリの中央銀行が2026年のGDP成長率見通しを下方修正するなど景気減速懸念が強まったことに加え、外部環境を巡るリスク回避姿勢もチリペソの重しとなりました。

【イギリス】

イギリスポンドは円に対して下落しました。英国の小売売上高が市場予想を上回ったことなどが円に対するイギリスポンドの上昇要因となったものの、日銀が政策金利を引き上げ、利上げを継続する方針を示したことや、日米当局者による円安牽制発言を受けて円買いの為替介入が警戒されたこと、米国とイランの協議進展への期待を背景に原油価格が一時下落し日本の貿易収支悪化への懸念が和らいだことなどから、イギリスポンドは円に対して下落しました。

【ノルウェー】

ノルウェークローネは円に対して下落しました。ノルウェーの中央銀行が政策金利を引き上げたことなどが円に対するノルウェークローネの上昇要因となったものの、日銀が政策金利を引き上げ、利上げを継続する方針を示したことや、日米当局者による円安牽制発言を受けて円買いの為替介入が警戒されたこと、米国とイランの協議進展への期待を背景に原油価格が一時下落し日本の貿易収支悪化への懸念が和らいだことなどから、ノルウェークローネは円に対して下落しました。

【コロンビア】

コロンビアペソは、対円で下落しました。8月の総合消費者物価指数（CPI）の上昇率は前月から加速し、市場予想を上回ったことから、金融環境がより引き締める可能性が意識されました。一方、財政面への懸念や政府の資金調達環境の悪化が重しとなり、コロンビアペソに対する下支えは限定的でした。

【ポーランド】

ポーランドズロチは、対円で下落しました。ポーランドの中央銀行は、政策金利の据え置きを決定しました。同中銀総裁は、政策金利を長期間据え置く方針を引き続き示しましたが、一部の政策委員は、インフレが高止まりする場合には利上げを実施する可能性があるとの見方も示しました。一方、外部環境を巡る不透明感などがポーランドズロチの重しとなりました。

【ハンガリー】

ハンガリーフォリントは、対円で下落しました。ハンガリーの中央銀行は、政策金利の据え置きを決定しました。同中銀は、世界的な金利上昇やエネルギー価格の高騰、また財政を巡る不透明感を、その背景に挙げました。8月の総合消費者物価指数（CPI）の上昇率は市場予想を小幅に下回り、国内のインフレ率は比較的落ち着いているものの、外部環境を踏まえると、積極的な金融緩和の再開は難しい状況であるとみられます。一方、世界的な金利上昇や外部環境の不透明感が投資家心理の重しとなりました。

投資信託は、値動きのある資産（外貨建資産は為替変動リスクもあります。）を投資対象としているため、基準価額の変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。後述のリスク情報とその他の留意事項をよくお読みください。

■当資料は、投資者の皆様にご理解を高めることを目的として、アモーヴァ・アセットマネジメントが作成した販売用資料です。掲載されている見解は、当資料作成時点のものであり、将来の市場環境や運用成果などを保証するものではありません。

世界のサイフ

運用コメント

※運用方針等は作成基準日現在のものであり、将来の市場環境の変動等により変更される場合があります。

◎運用概況

当ファンドでは、高い収益を得ることを目的としながら、格付けの高い金融商品に幅広く投資しています。当ファンドの基準価額（分配金考慮後）は、前月末比で下落しました。多くの投資対象通貨が当ファンドの基準通貨である日本円に対して下落しました。一方、保有債券からの受取利息と保有債券の価格上昇が当ファンドのリターンに寄与しました。

当ファンドでは半期毎に定例のレビューを実施しています。9月末に実施したレビューでは、カナダドルからニュージーランドドルに切り替えることを決定しました。短期的には、キャリー面での優位性があることから、当ファンドではニュージーランドドルを選好しています。また、ニュージーランドの経済活動は懸念されていたよりもやや底堅く推移し、相対的なマクロ経済環境も改善しています。加えて、為替の動向を踏まえても、ニュージーランドドルへの投資機会はより魅力的になっています。一方、米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）を巡る不確実性の再燃や住宅市場環境の低迷などにより、カナダドルの下振れリスクが高まっています。したがって、相対的に有利なキャリーやマクロ経済環境の改善、より魅力的な投資機会を踏まえて、ニュージーランドドルを選好しています。

◎今後の見通し

米国では、インフレ率が緩やかに鈍化するなか、経済活動は底堅さを維持しています。米国の第2四半期のGDP成長率（確報値）は年率換算で前期比2.2%増となり、改定値から上方修正されました。一方、8月のコア個人消費支出（PCE）価格指数の上昇率は前年同月比3.0%と予想外に下振れしており、またPCE価格指数の算出方法の見直しによって最近のインフレ動向も下方修正されたことから、追加利上げ観測が幾分後退しています。しかし、米国連邦準備制度理事会（FRB）は引き続き慎重な姿勢を維持しています。エネルギー価格や関税、地政学的な動向によってディスインフレの進展が妨げられる可能性があるとし引き続き強調しているほか、現在の金融政策は十分に引き締めるのではない可能性があるとの懸念が改めて示されています。労働市場の軟化は緩やかなものにとどまっており、失業率は依然として低水準にあるほか、非農業部門雇用者数の伸びも、安定的な景気拡大と整合的な水準にあります。このため、議論の焦点は、経済成長が弱まっているかどうかではなく、インフレ鈍化の進展が持続するかどうかに移っています。金融政策以外では、米国の財政運営を巡る懸念や米国債の発行・需給動向、中間選挙などが、引き続きタムプレミアムや長期金利を左右する重要な要因となっています。底堅い需要、エネルギー価格を巡る不確実性の高止まり、米財政見直しを巡る市場の再評価が重なるなか、インフレ指標がより好ましい内容となりつつあるにもかかわらず、米国債市場は引き続きボラティリティ（変動性）が一段と高まりやすい状況にあります。市場では、年内に追加利上げが実施されることが予想されています。

欧州では、予想以上に底堅い経済成長とインフレ圧力の再燃を受けて、欧州中央銀行（ECB）が引き締め姿勢を強めるなかで、金利上昇を後押しする環境が一段と整ってきています。企業景況感を示す代表的な経済指標である購買担当者景気指数（PMI）は底堅さを示しており、9月の製造業とサービス業の経済活動がともに堅調となるなか、総合PMI（速報値）は53.1まで上昇しましたが、実体経済の動きを示す経済指標は依然として低迷しています。ユーロ圏のインフレ率は、エネルギー価格の上昇を受けて今後数ヶ月で加速する見込みであるとともに、生産者物価やインフレ期待も上昇しており、エネルギー価格ショックの影響が長期化するリスクが高まっています。こうした状況を踏まえ、ECBは9月に政策金利を0.25%引き上げることを見込んでいます。ECBによるユーロ圏のGDP成長率見直しとインフレ率見直しは、さらなる金融引き締めの必要性を後押しする材料となっていますが、ECBは会合ごとに判断する姿勢を崩していません。次回会合についても、追加利上げが現実的な選択肢として残されていますが、ECBが実際に追加利上げに踏み切るには、エネルギー価格の上昇が基調的な物価上昇率やインフレ期待に波及していることを示す、より明確な証拠が必要になるとみられます。

英国では、エネルギー価格の上昇や市場金利の上昇、地政学的な不確実性が続くなかでも、経済は引き続き底堅さを示しています。英国の第2四半期のGDP成長率（確報値）は前期比0.5%増に上方修正されていますが、今後の経済成長の勢いが大幅に加速する可能性は低いとみられます。インフレリスクが依然として最大の課題となっており、電気・ガス料金やエネルギーコストの上昇により、今後数ヶ月にわたり総合消費者物価指数に再び上昇圧力がかかると予想されています。こうした状況を踏まえて、イングランド銀行（BOE）は9月に政策金利を据え置くことを決定すると同時に、量的引き締め（QT）が市場に及ぼす影響を軽減するために、保有国債の削減目標を従来の単年度ごとの削減目標からより緩やかな複数年計画に移行する新たなQT政策を決定しました。政治面では、発表予定の政府の秋季予算案に関心が移りつつあり、財政運営に対する信認や歳出増加圧力、増税などの想定される税制措置に対して、英国債投資家の厳しい目が向けられることになるでしょう。世界的な債券市場の下落、エネルギー価格を巡るリスク、英国の財政見直しに対する懸念を背景に、タムプレミアムが上昇しています。設備投資や輸出の底堅さなど明るい材料があるものの、インフレ率の上昇や高水準の借入コスト、財政を巡る不透明感などを背景に、BOEは、政策運営余地が限られているなかで、根強いインフレに対する懸念と、経済成長が小幅にとどまっていることを示す兆候との難しいバランス取りを迫られています。市場では、利上げが実施されることが予想されています。

オーストラリアでは、インフレの高止まりや底堅い需要を受けてディスインフレーションシナリオが揺らぐなか、政策運営はよりタカ派（景気に対して強気）的な方向へと転じています。経済成長やサービス業の経済活動は引き続き堅調に推移していますが、製造業の経済活動や企業景況感は弱含んでおり、労働市場についても、雇用者数などの主要指標は依然として堅調ながら、その内実を示す指標は緩やかな減速を示しています。8月の総合消費者物価指数（CPI）の上昇率は前年同月比4.0%に加速し、CPIトリム平均値の上昇率は同3.6%と高止まりしており、基調的な物価上昇圧力が明確に再加速しているとは言いえないものの、ディスインフレの進展が停滞していることが裏付けられています。こうした状況を踏まえて、オーストラリア準備銀行（RBA）は9月に政策金利を0.25%引き上げて4.60%にすることを決定しました。予想を上回る根強いインフレ、エネルギー価格の高騰、根強い供給能力への圧力などを利上げの理由として挙げています。第3四半期のCPIトリム平均値の上昇率などで基調的な物価上昇圧力の再燃が確認できれば、追加利上げの可能性が高まるものの、RBAは労働指標の軟化や企業景況感の悪化などを踏まえた上で、慎重に政策調整を進めるとみえています。

投資信託は、値動きのある資産（外貨建資産は為替変動リスクもあります。）を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。後述のリスク情報とその他の留意事項をよくお読みください。

■当資料は、投資者の皆様にご理解を深めていただくことを目的として、アモーヴァ・アセットマネジメントが作成した販売用資料です。掲載されている見解は、当資料作成時点のものであり、将来の市場環境や運用成果などを保証するものではありません。

世界のサイフ

運用コメント

※運用方針等は作成基準日現在のものであり、将来の市場環境の変動等により変更される場合があります。

ニュージーランドでは、経済の回復は徐々に勢いを増していますが、依然として需給の緩みが残っており、ニュージーランド準備銀行（RBNZ）にとって、インフレ率が示唆するほど利上げの必要性が明確な状況にはありません。主に燃料価格の上昇を反映して、インフレ率は引き続きRBNZの目標を上回って推移していますが、賃金の伸びの鈍化に加え、家計や企業のインフレ期待が低下していることから、エネルギー価格ショックの影響は、今のところ基調的な物価上昇率に波及して定着するに至っていないことが示唆されています。RBNZは、経済活動が安定化するなかで、金融緩和の段階的な縮小に着手し、9月に政策金利を0.25%引き上げて2.75%にすることを決定しました。RBNZは引き締め姿勢を維持しましたが、失業率が高止まりするなかでインフレ期待が抑制されていることを踏まえると、今後も連続して利上げが行なわれるとみるのは適切ではありません。追加利上げの時期や幅を見極める上で、次回発表される消費者物価指数が重要となります。

ノルウェーでは、マクロ経済環境は引き続き引き締めの金融政策と整合的な状況にあります。経済活動と雇用は底堅く推移していますが、国内のインフレ圧力が幾分弱まっている兆しもみられます。一方、8月の総合消費者物価指数（CPI）の上昇率は前年同月比3.3%と依然として高止まりしています。ノルウェー銀行は、インフレ率を目標に戻すためには追加的な金融引き締めが必要であると判断し、9月に政策金利を0.25%引き上げて4.50%とすることを決定しました。しかし、直ちに追加利上げに踏み切ることへのハードルは高まっており、今回の利上げは、積極的な利上げ局面の始まりというよりも、政策金利を「より高い水準でより長期間」維持する姿勢を示したものとみられます。コアCPIの上昇率が粘着的に高止まりする場合には、政策金利が引き上げられる可能性も残されています。

カナダでは、経済活動が力強さを増す一方、基調的な物価上昇率が抑制され、経済に依然として需給の緩みが残っていることから、金融政策見通しは引き続き比較的バランスの取れた状況にあります。第2四半期のGDP成長率は、輸出や個人消費、設備投資が下支え要因となり、前期比年率3.3%増となりました。8月の総合消費者物価指数（CPI）の上昇率は、主にガソリン価格の動向を反映して、前月から横ばいの前年同月比3.0%となりました。一方、CPI中央値の上昇率は前年同月比2.0%、CPIトリム値の上昇率は同1.9%となるなど、コア指数の上昇率は2%近辺にとどまっており、エネルギー価格ショックの影響が基調的な物価上昇率に波及していることを示す兆候は限定的となっています。カナダ銀行は、国内経済の勢いが強まっていることと、経済に需給の緩みが残っていること、貿易を巡る不確実性、エネルギー価格の上昇が物価全般に波及するリスクとのバランスを考慮し、政策金利の据え置きを決定しました。次回会合についても、利上げが現実的な選択肢として残されていますが、物価上昇圧力がより広範に波及していることを示す明確な証拠が必要になるとみられます。

新興国市場では、現地通貨建て新興国債券や新興国通貨を取り巻く環境は、米国連邦準備制度理事会（FRB）による利上げの再開、米国債利回りの上昇、原油価格の高騰を受けて世界的に金融環境が引き締まるなかで、悪化しました。夏場を通じて堅調に推移してきた新興国通貨は、米ドルの上昇や、先進国市場の債券利回りの上昇により新興国市場のキャリーの魅力が相対的に低下するなかで、下落圧力にさらされました。こうした変化は9月の米国連邦公開市場委員会（FOMC）後に特に顕著となり、外部の金利環境が悪化するなかで、キャリー収益だけではその影響を相殺することが次第に困難になりました。また、市場ごとのばらつきがより顕著となり、特にメキシコでは、米国債利回りの上昇によってメキシコペソのキャリー面での優位性が相対的に低下し、ポジションの巻き戻しの動きが進むなかで、メキシコペソは下落しました。一方、現地通貨建て新興国債券は、依然として魅力的な実質利回りと根強い機関投資家の需要に下支えされました。新興国市場を取り巻く投資環境は、外部環境が比較的良好であった前月と比べて悪化し、新興国通貨と新興国債券の双方にとってより厳しいものとなりました。

投資信託は、値動きのある資産（外貨建資産は為替変動リスクもあります。）を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。後述のリスク情報とその他の留意事項をよくお読みください。

■当資料は、投資者の皆様にご理解を高めることを目的として、アモーヴァ・アセットマネジメントが作成した販売用資料です。掲載されている見解は、当資料作成時点のものであり、将来の市場環境や運用成果などを保証するものではありません。

■お申込みメモ

商品分類	追加型投信／海外／債券
購入単位	販売会社が定める単位 ※販売会社の照会先にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
信託期間	2031年10月10日まで(2006年12月15日設定)
決算日	毎月12日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	毎決算時に、分配金額は、委託会社が決定するものとし、原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。 ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
購入・換金申込不可日	販売会社の営業日であっても、下記のいずれかに該当する場合は、購入・換金の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ・英国証券取引所の休業日 ・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・ロンドンの銀行休業日 ・ニューヨークの銀行休業日
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
課税関係	原則として、分配時の普通分配金ならびに換金時および償還時の差益は課税の対象となります。 ※課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 ※公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。 ※当ファンドは、NISAの対象ではありません。 ※配当控除の適用はありません。 ※益金不算入制度は適用されません。

■手数料等の概要

投資者の皆様には、以下の費用をご負担いただきます。

<申込時、換金時にご負担いただく費用>

購入時手数料	購入時の基準価額に対し <u>2.2%(税抜2%)以内</u> ※購入時手数料は販売会社が定めます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ※収益分配金の再投資により取得する口数については、購入時手数料はかかりません。 《ご参考》 (金額指定で購入する場合) 購入金額に購入時手数料を加えた合計額が指定金額(お支払いいただく金額)となるよう購入口数を計算します。例えば、100万円の金額指定で購入する場合、指定金額の100万円の中から購入時手数料(税込)をいただきますので、100万円全額が当ファンドの購入金額とはなりません。 ※上記の計算方法と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 (口数指定で購入する場合) 例えば、基準価額10,000円のときに、購入時手数料率2.2%(税込)で、100万口ご購入いただく場合は、次のように計算します。 購入金額＝(10,000円／1万口)×100万口＝100万円、購入時手数料＝購入金額(100万円)×2.2%(税込)＝22,000円となり、購入金額に購入時手数料を加えた合計額102万2,000円をお支払いいただくことになります。
換金手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
<信託財産で間接的にご負担いただく(ファンドから支払われる)費用>	
運用管理費用 (信託報酬)	純資産総額に対し <u>年率0.96905%(税抜0.90405%)程度</u> が実質的な信託報酬となります。 信託報酬率の内訳は、当ファンドの信託報酬率が年率0.715%(税抜0.65%)、投資対象とする外国投資信託の組入れに係る信託報酬率が年率0.25405%程度となります。 当該外国投資信託の信託報酬率は、純資産総額や為替相場によって変動します。それに伴い、実質的な信託報酬率も変動します。
その他の費用・手数料	目論見書などの作成・交付に係る費用および監査費用などについては、 <u>ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.1%を乗じた額の信託期間を通じた合計を上限とする額</u> が信託財産から支払われます。 組入る有価証券の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用、借入金の利息および立替金の利息などがその都度、信託財産から支払われます。 ※運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを表示することはできません。

※投資者の皆様にご負担いただくファンドの費用などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

※詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

■委託会社、その他関係法人

委託会社	アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
販売会社	販売会社については下記にお問い合わせください。 アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社 〔ホームページ〕 www.amova-am.com 〔コールセンター〕 0120-25-1404 (午前9時～午後5時。土、日、祝・休日は除く。)

■お申込みに際しての留意事項

○リスク情報

・投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者（受益者）の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。

・当ファンドは、主に債券を実質的な投資対象としますので、債券の価格の下落や、債券の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

投資対象とする投資信託証券の主なリスクは以下の通りです。

価格変動リスク

公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。

流動性リスク

市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

信用リスク

公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。

為替変動リスク

外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

※ファンドが投資対象とする投資信託証券は、これらの影響を受けて価格が変動しますので、ファンド自身にもこれらのリスクがあります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

○その他の留意事項

当資料は、投資者の皆様に「世界のサイフ」へのご理解を高めていただくことを目的として、アモーヴァ・アセットマネジメントが作成した販売用資料です。当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。投資信託の運用による損益は、すべて受益者の皆様に帰属します。当ファンドをお申込みの際には、投資信託説明書（交付目論見書）などを販売会社よりお渡ししますので、内容を必ずご確認のうえ、お客様ご自身でご判断ください。

設定・運用は アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第368号
加入協会：一般社団法人資産運用業協会

投資信託説明書(交付目論見書)のご請求・お申込みは

金融商品取引業者等の名称		登録番号	加入協会			
			日本証券業協会	一般社団法人 資産運用業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種 金融商品 取引業協会
アイザワ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第3283号	○	○		○
会津信用金庫	登録金融機関	東北財務局長（登金）第20号				
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第67号	○	○		
朝日信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第143号	○			
足利小山信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第217号				
株式会社足利銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第43号	○		○	
あぶくま信用金庫	登録金融機関	東北財務局長（登金）第24号				
尾崎信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第39号	○			
株式会社イオン銀行 （委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社）	登録金融機関	関東財務局長（登金）第633号	○			
株式会社池田泉州銀行	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第6号	○		○	
池田泉州ＴＴ証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長（金商）第370号	○			
石巻信用金庫	登録金融機関	東北財務局長（登金）第25号				
伊万里信用金庫	登録金融機関	福岡財務支局長（登金）第18号				
株式会社伊予銀行	登録金融機関	四国財務局長（登金）第2号	○		○	
永和信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第43号				
株式会社ＳＭＢＣ信託銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第653号	○	○		○
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第2251号	○	○	○	○
株式会社ＳＢＩ証券 ※右の他に、以下にも加入 一般社団法人日本ＳＴＯ協会 一般社団法人日本暗号資産等取引業協会 日本商品先物取引協会	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第44号	○	○	○	○
株式会社ＳＢＩ新生銀行 （委託金融商品取引業者 株式会社ＳＢＩ証券） （委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社）	登録金融機関	関東財務局長（登金）第10号	○		○	
愛媛信用金庫	登録金融機関	四国財務局長（登金）第15号				
遠州信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第28号				
大阪シティ信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第47号	○			
大阪信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第45号				
岡崎信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第30号	○			
おかやま信用金庫	登録金融機関	中国財務局長（登金）第19号	○			
沖縄県労働金庫	登録金融機関	沖縄総合事務局長（登金）第8号				
帯広信用金庫	登録金融機関	北海道財務局長（登金）第15号				
遠賀信用金庫	登録金融機関	福岡財務支局長（登金）第21号				
株式会社香川銀行	登録金融機関	四国財務局長（登金）第7号	○			
香川証券株式会社	金融商品取引業者	四国財務局長（金商）第3号	○			
株式会社鹿児島銀行	登録金融機関	九州財務局長（登金）第2号	○			
九州労働金庫	登録金融機関	福岡財務支局長（登金）第39号				
株式会社紀陽銀行	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第8号	○			
株式会社京都銀行	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第10号	○		○	
京都信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第52号	○			
京都中央信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第53号	○			
京都北部信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第54号				
株式会社きらやか銀行	登録金融機関	東北財務局長（登金）第15号	○			
桐生信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第234号				
近畿労働金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第90号				
株式会社熊本銀行	登録金融機関	九州財務局長（登金）第6号	○			
呉信用金庫	登録金融機関	中国財務局長（登金）第25号				
ぐんぎん証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第2938号	○			
株式会社群馬銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第46号	○		○	
株式会社京葉銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第56号	○			
神戸信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第56号				
コザ信用金庫	登録金融機関	沖縄総合事務局長（登金）第7号				
湖東信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第57号				
埼玉縣信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第202号	○			
さがみ信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第191号				
佐野信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第223号				
株式会社滋賀銀行	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第11号	○		○	
四国アライアンス証券株式会社	金融商品取引業者	四国財務局長（金商）第21号	○			
四国労働金庫	登録金融機関	四国財務局長（登金）第26号				
静岡県労働金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第72号				
しずおか焼津信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第38号				
株式会社七十七銀行	登録金融機関	東北財務局長（登金）第5号	○		○	
七十七証券株式会社	金融商品取引業者	東北財務局長（金商）第37号	○			
芝信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第158号				
株式会社十八親和銀行	登録金融機関	福岡財務支局長（登金）第3号	○			
スルガ銀行株式会社	登録金融機関	東海財務局長（登金）第8号	○			

投資信託説明書(交付目論見書)のご請求・お申込みは

金融商品取引業者等の名称	登録番号	加入協会			
		日本証券業協会	一般社団法人 資産運用業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種 金融商品 取引業協会
瀬戸信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第46号	○		
株式会社第四北越銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第47号	○		○
高崎信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第237号			
但馬信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第67号			
玉島信用金庫	登録金融機関	中国財務局長（登金）第30号			
多摩信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第169号	○		
中央労働金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第259号			
中国労働金庫	登録金融機関	中国財務局長（登金）第53号			
鶴岡信用金庫	登録金融機関	東北財務局長（登金）第41号			
東海東京証券株式会社 ※右の他に一般社団法人日本ＳＴＯ協会にも加入	金融商品取引業者	東海財務局長（金商）第140号	○	○	○
東海労働金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第70号			
東京東信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第179号	○		
東北労働金庫	登録金融機関	東北財務局長（登金）第68号			
株式会社東和銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第60号	○		
株式会社鳥取銀行	登録金融機関	中国財務局長（登金）第3号	○		
長野県労働金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第268号			
奈良信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第71号	○		
奈良中央信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第72号			
株式会社南都銀行	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第15号	○		
新潟県労働金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第267号			
西尾信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第58号	○		
野村證券株式会社 ※右の他に一般社団法人日本ＳＴＯ協会にも加入	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第142号	○	○	○
株式会社八十二長野銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第49号	○		○
浜松磐田信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第61号			
株式会社百十四銀行	登録金融機関	四国財務局長（登金）第5号	○		○
兵庫信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第81号	○		
平塚信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第196号			
株式会社広島銀行	登録金融機関	中国財務局長（登金）第5号	○		○
広島信用金庫	登録金融機関	中国財務局長（登金）第44号	○		
福井信用金庫	登録金融機関	北陸財務局長（登金）第32号			
株式会社福岡銀行	登録金融機関	福岡財務支局長（登金）第7号	○		○
福岡ひびき信用金庫	登録金融機関	福岡財務支局長（登金）第24号	○		
福島信用金庫	登録金融機関	東北財務局長（登金）第50号			
Pay Pay 銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長（登金）第624号	○		○
株式会社豊和銀行	登録金融機関	九州財務局長（登金）第7号	○		
北陸労働金庫	登録金融機関	北陸財務局長（登金）第36号			
株式会社北海道銀行	登録金融機関	北海道財務局長（登金）第1号	○		○
北海道信用金庫	登録金融機関	北海道財務局長（登金）第19号			
北海道労働金庫	登録金融機関	北海道財務局長（登金）第38号			
株式会社北國銀行	登録金融機関	北陸財務局長（登金）第5号	○		○
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第164号	○		○
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第165号	○	○	○
みずほ証券株式会社 ※右の他に一般社団法人日本ＳＴＯ協会にも加入	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第94号	○	○	○
株式会社三井住友銀行 （委託金融商品取引業者 ＳＭＢＣ日興証券株式会社）	登録金融機関	関東財務局長（登金）第54号	○		○
三菱ＵＦＪｅスマート証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第61号	○	○	○
株式会社みなと銀行	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第22号	○		○
宮城第一信用金庫	登録金融機関	東北財務局長（登金）第52号			
株式会社武蔵野銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第38号	○		
杜の都信用金庫	登録金融機関	東北財務局長（登金）第39号			
大和信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第88号	○		
株式会社横浜銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第36号	○		○
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第195号	○	○	○

※上記販売会社情報は、作成時点の情報に基づいて作成しております。

※販売会社によっては取扱いを中止している場合がございます。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

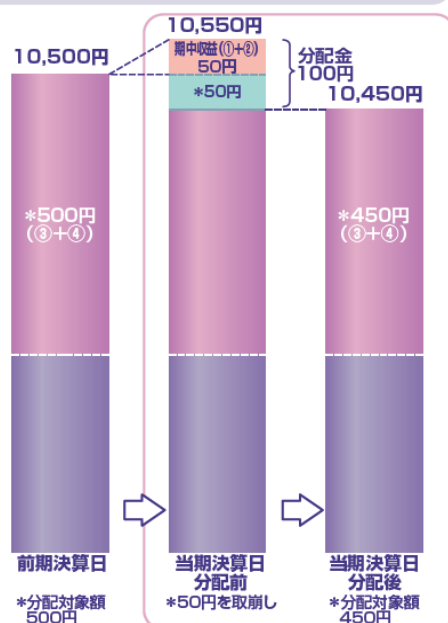
投資信託で分配金が支払われるイメージ



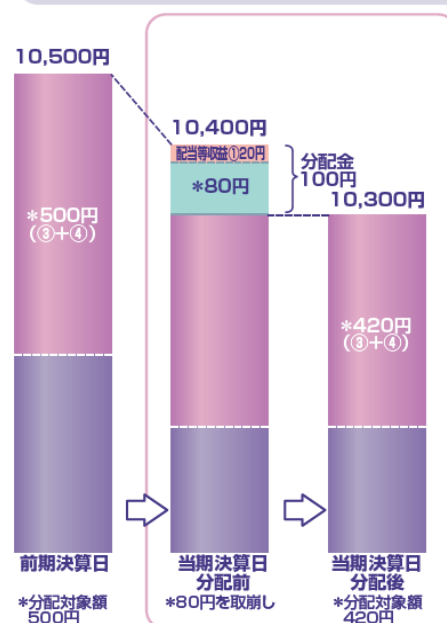
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算から基準価額が上昇した場合



前期決算から基準価額が下落した場合

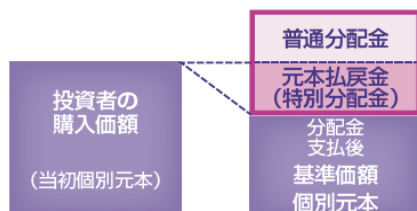


(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

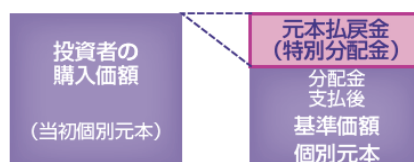
※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよび金額ならびに基準価額について示唆、保証するものではありません。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金（特別分配金）は実質的には元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金（特別分配金）部分は非課税扱いとなります。

- ・普通分配金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。
- ・元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、（特別分配金）元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。